

2023年6月21日

お客様 各位

みかさ社会保険労務士法人

利用システム障害に伴う個人情報保護（従業員通知）に関して

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当法人に対しまして、格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、ご報告申し上げました利用システム（株式会社エムケイシステム 社労夢/shalom）における障害発生に伴う個人情報保護（従業員通知）に関し下記の通りご連絡申し上げます。

[1] お客様の従業員様に対する通知について

先達てご報告申し上げました通り、当法人としましては、今回の利用システム（株式会社エムケイシステム 社労夢/shalom）における障害発生に伴う個人情報保護につきましては、「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生したおそれがある事態」（個人情報保護法 26 条 2 項・同条 1 項、同法施行規則 7 条 3 号）として、お客様の従業員様に対し、各従業員様および被扶養家族様の個人情報に関して、所定の事項を、個人情報保護法に基づき通知する義務があるものと考えております。

現時点では株式会社エムケイシステムや全国社会保険労務士会連合会からの上記通知の書式の公開は行われていないところ、お客様におかれまして、スムーズに従業員様への通知を行って頂けますように、当法人において2パターンの通知文書を作成致しました。

- ①お客様（委託元）の社内文書、社内掲示用としての通知文書（詳細版、簡易版、概要版の3種類）
- ②当法人（委託先）よりお客様（委託元）への報告形式での通知文書

ご入用の際は、ご一報頂ければ幸いです。

参考に①の概要版のフォーマットを添付しております。

ご配布、ご掲示または社内ネット上でのアップロード等にて、従業員様にご通知頂ければと存じます。

なお、申し上げるまでもないことですが、お客様の任意のフォーマットでのご通知を妨げるものではございません。

[2] 上記 [1] の通知義務の有無について

上記[1]のとおり、当法人としましては、お客様の従業員様に対して通知を行うべき義務が生じているものと考えておりますが、この通知義務の有無につきましては、解釈によって見解が分かれ得る点になります。

すなわち、個人情報保護法 26 条 2 項に基づく今回の通知については、法令上、「当該事態の状況に応じて速やかに」かつ「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うことが求められているところ、今回の利用システム（株式会社エムケイシステム 社労夢/shalom）における障害発生の現状を踏まえると、「個人情報保護法ガイドライン通則編 3-5-4-2 事例 2）」（末尾「ご参考」をご参照ください）のケースに類似し、「現時点で通知を行う必要があるとはいえない」との見解もあり得るところです。

この点につきましては、お客様のご意向、ご判断を仰ぐ事項となりますので、お客様の顧問弁護士様のご見解等を踏まえながら、ご検討頂きたく存じます。なお、ご検討の前提として、株式会社エムケイシステムの公開情報の内容その他に関しましてご確認等がございましたら、ご連絡の程、お願い申し上げます。

[3] おわりに

この度は、利用システム（株式会社エムケイシステム 社労夢/shalom）障害により、お客様皆様にご迷惑をお掛けすることとなり、重ねてお詫び申し上げます。

本件に関する新たな情報が入りましたら、随時、お客様各位にご報告申し上げます。

なお、この度の従業員様への通知に当たりまして、コピー機の印刷費用、文書郵送費用等の諸経費につきましては、差し出がましい申出でございしますが、当法人にご請求頂ければと存じます。

—ご参考—

個人情報保護法ガイドライン通則編

3-5-4-2 通知の時間的制限

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例（※）】

事例 1) インターネット上の掲示板等に漏えいした複数の個人データがアップロードされており、個人情報取扱事業者において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

事例 2) 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

（※）「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはない。